

(目的)

第1条 このガイドラインは、獨協大学（以下「本学」という。）の機関及び本学教職員（以下「研究者等」という。）が本学以外の機関又は個人から研究のための資金（以下「研究資金等」という。）を交付された場合における不正防止対策として、当該研究資金等の運営及び管理を適切に行なうための基本方針を明示し、もって当該研究資金等の不正使用防止を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 前条の研究資金等の交付を受けた研究者等は、法令、本学の諸規程等及び研究資金等交付元の定め（以下「法令等」という。）を遵守し、研究資金等を適正に運営及び管理しなければならない。

2 前項の研究者等は、研究資金等の運営及び管理にあたって、法令等を遵守する旨を記した所定の「誓約書」を学長に提出しなければならない。

(最高管理責任者)

第3条 学長は、研究資金等の運営及び管理について最高管理責任者となる。

2 最高管理責任者は、本学を統括し研究資金等の運営及び管理について最終的な責任を負う。

3 最高管理責任者は、第4条に規定する統括管理責任者及び第5条に規定する部局責任者が研究資金等の運営及び管理を適正に行なうよう、適切に指導及び監督を行なわなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 総合企画部長は研究資金等の運営及び管理について統括管理責任者となる。

2 統括管理責任者は、前条に規定する最高管理責任者を補佐し、研究資金等の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任を負う。

3 統括管理責任者は、本ガイドラインに基づき、研究資金等の運営及び管理に関する本学全体の具体的な不正防止計画としての獨協大学公的研究費適正運用計画及び獨協大学公的研究費の不正使用防止計画を策定並びに実施し、並びにその実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に年度末に報告するものとする。

(部局責任者)

第5条 各部長は、研究資金等の運営及び管理について部局責任者となる。

2 部局責任者は、各学部、各研究科又は各研究所における研究資金等の運営及び管理について実質的な責任を負う。

3 部局責任者は、研究資金等の使用に対する不正防止を図るために、当該部局内の研究資金等の運営及び管理に関わる全ての研究者等に対するコンプライアンス教育の実施及びその受講状況の管理監督、並びに当該研究者等のコンプライアンス教育に対する理解度の把握状況を管理監督する。

4 部局責任者は、当該部局内の研究資金等の運営及び管理に関わる研究者等が、適切に当該研究資金等の運営及び管理を行なっているかをモニタリングし、必要に応じて、改善指導を行なう。

5 部局責任者は、前項のモニタリングの実施に関して、当該部局の学科長及び研究資金等を運営及び管理する部局の事務課が属する部局の長を副責任者として指名し、副責任者は部局責任者に対して、当該モニタリングの調査結果を報告しなければならない。

6 部局責任者は、前3項に規定する事項の実施状況を確認するとともに、その実施状況を統括管理責任者に報告する。

(事務手続の窓口)

第6条 研究資金等に関する事務手続は、研究資金等を運営及び管理する部局の事務課が行なう。

2 前項の事務課は、研究者等が当該研究資金等にかかる研究を効率的かつ適切に遂行するために、募集書類の配付、説明会の開催、応募書類のとりまとめ、研究資金等の使用に関する法令等の相談、その他必要な支援をするものとする。

(経理事務)

第7条 研究資金等の運営及び管理に関する経理事務については、法令等に定めるとおりとする。ただし、研究資金等交付元に特別の定めがある場合には、この限りでない。

(研究資金等の使用範囲)

- 第8条 研究者等は、研究計画書等に示された支出項目についてのみ研究資金等を使用することができる。
- 2 研究者等は、研究資金等について研究計画調書、プロジェクト計画書、その他の研究の計画を示した書面の使用項目と異なる場合には、当該研究資金等を運営及び管理する部局の事務課で所定の手続を行なうものとする。ただし、研究資金等交付元の定めがある場合にはこの限りでない。
(支出手続及び検収)
- 第9条 研究資金等の支出手続及び検収は、領収証、請求書、その他の証憑に基づき第6条第1項の事務課が行なう。
(不正防止計画推進部署)
- 第10条 本学に、第4条第3項に定める不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進部署をおく。
- 2 不正防止計画推進部署は、総合企画部総合企画課とする。
(内部監査)
- 第11条 研究資金等の適正な管理のため、自己点検・評価室に関する規程第2条第1項第7号に基づき、自己点検・評価室が内部監査を行なう。
- 2 前項の内部監査では、第5条に規定するモニタリングが本学全体で有効に機能する体制となっているか否かの確認及び検証、並びに研究資金等の会計書類の形式的諸要件が具備されているか否かの確認及び検証を行なわなければならない。
- 3 第1項の内部監査は、自己点検・評価室長が指名する研究資金等に係る内部監査の実施担当者が行なう。
(不正の通報・伝達)
- 第12条 研究資金等の運営及び管理に関する不正又は不正の疑いがあることを知った本学教職員は、直ちに総務部総務課に通報しなければならない。
- 2 本学以外の者が前項の不正又は不正の疑いがあることを知った場合には、すみやかに総務部総務課に通報することができる。
- 3 総務部総務課は、第1項に規定する通報を受けた場合には、最高管理責任者、統括管理責任者及び事務局長に伝達しなければならない。
- 4 総務部総務課は、第2項に規定する通報を受けた場合には、最高管理責任者に伝達しなければならない。
(不正への対応)
- 第13条 事務局長は、前条第3項に規定する伝達を受けた場合には、最高管理責任者の指示に基づき、獨協大学公益通報者の保護に関する規程第7条に定める公益通報委員会に、調査の必要性の判断を依頼する。
- 2 公益通報委員会は、前項の依頼を受けた場合には、前条第3項に規定する通報内容の合理性を確認し、調査の可否を判断するとともに、すみやかにその判断結果を最高管理責任者及び事務局長に通知する。
- 3 最高管理責任者は、前項に規定する通知に基づき、前条第1項に規定する通報があった日から30日以内に、当該調査の可否を研究資金等交付元に報告する。
- 4 前項の場合において、当該調査が必要と判断されたときは、最高管理責任者は当該調査の調査方針、調査対象及び調査方法について、研究資金等交付元に報告し、及びこれと協議するとともに、公益通報委員会に不正の有無及び不正の内容、並びに当該不正に関与した者及びその関与の程度の調査を依頼するものとする。
- 5 前項に規定する公益通報委員会における調査の過程において、当該委員会で不正の事実が一部でも確認されたときは、公益通報委員会は最高管理責任者にその内容を通知し、調査を続行するものとする。
- 6 最高管理責任者は、前項に規定する一部の不正の事実についての通知を受けた場合には、当該不正に関わる研究者等に対して、研究資金等の一時的使用停止を命ずるものとする。
- 7 最高管理責任者は、第5項に規定する一部の不正の事実についての通知を受けた場合には、その通知に基づき、研究資金等交付元に中間報告を行なう。
- 8 公益通報委員会は、第4項に規定する調査の最終結果を最高管理責任者に通知するものとし、その内容が研究者等の不正の事実を認めるものである場合には、当該不正に関わる研究者等に対して、

研究資金等の使用停止を命ずるものとする。

- 9 前項に規定する場合において、最高管理責任者は、獨協大学懲戒委員会規程第4条に定める懲戒委員会に、前項の調査結果に関して諮問するものとし、その調査及び審議の結果の通知を受けるものとする。
- 10 最高管理責任者は、前項に規定する懲戒委員会における調査及び審議を経て、懲戒にあたるとの通知を受けたときは、獨協大学懲戒委員会規程その他の法令に基づき、当該不正に関与した研究者等に対して処分を行なうとともに、処分内容を含む調査結果を公表するものとする。
- 11 最高管理責任者は、前条第1項に規定する通報があった日から210日以内に、第8項に定める公益通報委員会における調査の最終結果、前項に定める懲戒委員会における調査及び審議の結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究資金等における管理監査体制の状況、並びに再発防止計画を含む最終報告書を当該研究資金等交付元に提出する。
- 12 前項の規定にかかわらず、公益通報委員会における調査並びに懲戒委員会における調査及び審議が完了しないために同項の最終報告書を提出できないときは、最高管理責任者は当該調査の中間報告を当該研究資金等交付元に行なわなければならない。
- 13 最高管理責任者は、第4項の公益通報委員会における調査の終了前であっても、研究資金等交付元から請求があったときは、当該調査の進捗状況報告を行なうとともに、本学の関係部署に対して、当該調査に係る資料の提出若しくは閲覧、又は現地調査に応じるよう指示するものとする。
- 14 最高管理責任者は、第3項に規定する報告が調査の必要がない旨の報告であるときにはその後、又は第11項に規定する最終報告書の提出の後に、事務局長に対して、公益通報に対する処理の結果を、当該公益通報の通報者に通知することを指示するものとする。
- 15 最高管理責任者は、本条に基づいた調査の結果、研究資金等の不正使用に加担し、又は協力したことが明らかである取引事業者に対して、法令等に基づき、一部又は全部の取引を停止するなどの対応を取るものとする。
- 16 公益通報をした者の保護その他公益通報に関する事項について本ガイドラインに定めのない事項については、獨協大学公益通報者の保護に関する規程を準用する。

(本学以外の者から通報があった場合の不正への対応)

第13条の2 最高管理責任者が第12条第4項に規定する伝達により、不正又は不正の疑いがあることを知った場合の対応については、第13条の規定を準用する。

(不正使用による研究資金等の返還)

第14条 前条の不正が明らかになった場合には、最高管理責任者は、不正を行なった研究者及び不正に関係した者に、研究資金等の一部又は全額を返還させることができる。

(事務所管)

第15条 このガイドラインに関する事務は、総合企画部総合企画課とする。

(ガイドラインの改廃)

第16条 このガイドラインの改廃は、部局長会の審議を経て学長が行なう。

附 則 (平成19年内規等第13号)

1 このガイドラインは、平成19年11月6日から施行する。

附 則 (平成24年内規等第8号)

2 このガイドラインは、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年内規等第5—73号)

3 このガイドラインは、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年内規等第4号)

4 このガイドラインは、平成27年2月27日から施行する。

附 則 (平成27年内規等第11号)

5 このガイドラインは、平成27年6月9日から施行する。